

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成24年3月2日

八尾市監査委員	八百康子
同	平田正司
同	花村茂男
八尾市監査委員職務執行者	富永峰男

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八土土総第220号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八健地第246号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月21日付け八建都政第1125号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八水第1800号

平成21年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月22日付け八財財第124号

平成21年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月21日付け八経産産第121号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 20 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容  
旧水道局料金課（現水道局お客さまサービス課）

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H23.2.24 までの取り組み等の内容	
<p>2 不納欠損処理について 平成 19 年度不納欠損処理については、年度末に下水道使用料の消滅時効に合わせて 5 年経過した水道料金徴収不能分を一括処理されているが、処理に係る伺書において個別の徴収不能理由が記載されていなかったため、八尾市水道局会計規程に基づき適正に処理すること。また、不納欠損処理については、負担の公平性の原則からも安易な処理とならないよう努めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成 23 年 3 月 31 日)</p> <p>財務諸表の信頼性をより一層高めるため、所在不明等により徴収困難な未収金については、調定後 3 年経過を以って、未収金ではなく、未収収益貸倒損として費用計上することとしました。</p> <p>水道料金債権は私法上の債権で、未収収益貸倒損の計上処理で債権が消滅するものではないため、限りある企業資源を有効に活用し、費用対効果の観点から、効率的な徴収に努めるとともに、未収収益貸倒損計上額のうち徴収不能債権については、安易な不納欠損処理とならないよう、八尾市債権管理条例に基づき債権放棄を行いました。</p> <p>また、平成 22 年度末の処理以降、未収収益貸倒損計上及び債権放棄に係る伺書に個別の徴収不能理由を記載しました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>簿外管理としたものは、そのほとんどが無断転出や倒産、自己破産等によるもので、消滅時効の 2 年を経過する以前から料金徴収が不可能になったものです。それ以外についても、安易な処理にならないよう個別に対応しております。実際の未収収益貸倒損の処理は、下水道使用料の時効の 5 年経過と合わせているため、個別の簿外管理理由を記載していませんでしたが、22 年度末の処理は個別に徴収不能理由等を記載するよう改善する予定です。</p>

平成 20 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容  
水道局施設整備課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H23. 2. 24 までの取り組み等の内容	
<p>2 各種委託業務、整備・更新工事の伺書について</p> <p>各種業務、工事の伺書において、市の設計内訳書の未添付や添付されているが内訳書の金額欄が空欄のもの、契約書案の未添付のものが見受けられた。設計内訳書の原本は別ファイルにて整理・保管されているが、契約締結の決裁時に確認されるべき設計内容や金額確認、また、契約内容等一連の関係書類が伺書に綴られていないことから、八尾市水道局文書取扱規程に基づき、完結文書の整理方法について検討すること。</p>	措置状況	2. 措置予定	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>起案伺書の整理保管については、最初の起案伺書から完結まですべての文書が一連に綴られていれば内容の確認が容易な反面、事務処理が設計、施工、検査、支払と複数課にまたがっており、各段階で一部文書を参照する機会があるため、ご指摘のような取扱いを行ってきたところです。</p> <p>ご指摘頂いたもののうち、設計内訳書及び契約書未添付の問題については、必ず添付されるよう引き続き文書管理を徹底してまいります。</p> <p>また、設計内訳書の金額欄が空欄となっている件ですが、従来から情報漏洩防止等の観点から、施工起案決裁時のみ金額表示した設計書を添付し、これにより工事内容及び金額の確認を行い、決裁後には精算事務等に備え工事担当課で保管し、設計内訳書については金額を表示せず専ら工事規模等の確認資料として添付いたしておりました。今後は、最終保管の状態においても設計内容や金額確認ができるよう、工事竣工に伴う支払事務終了後に、施工起案に設計書を再度添付していく予定です。</p> <p>なお、平成 23 年度からは、業務等工事以外の案件においても契約、支払処理に至る一連の関係書類を実施起案に綴じていく方向で予定しております。</p>